

令和5年12月7日

事業主様

兵庫県運輸業健康保険組合

健康保険法施行規則等の一部改正に伴う対応について  
(加入者の住所情報の取扱い)

平素は、当組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年12月より健康保険法施行規則が改正され、オンライン資格確認システムに誤りのないデータ登録をするために、加入者の住民票の住所情報の把握が必須化されることとなりました。今後、新規取得者の「資格取得届」・「被扶養者異動届」を提出される際は、住民票の住所を表記どおり記入のうえ、正確なマイナンバーの提出にご協力をお願いします。

なお、住民票住所と居所が異なる場合は、郵便物の送付や保健事業等で活用するため、加入者の居所の住所が必要となります。届出用紙を変更するまでの間は、別途「住所変更届」に居所の住所をご記入のうえ、あわせてご提出ください。

現在加入中の方については、正しい健康保険情報の紐づけ確認作業を行っております。確認が必要な方には改めて住民票の住所等を確認させていただく場合がありますので、その際にご協力をお願いいたします。